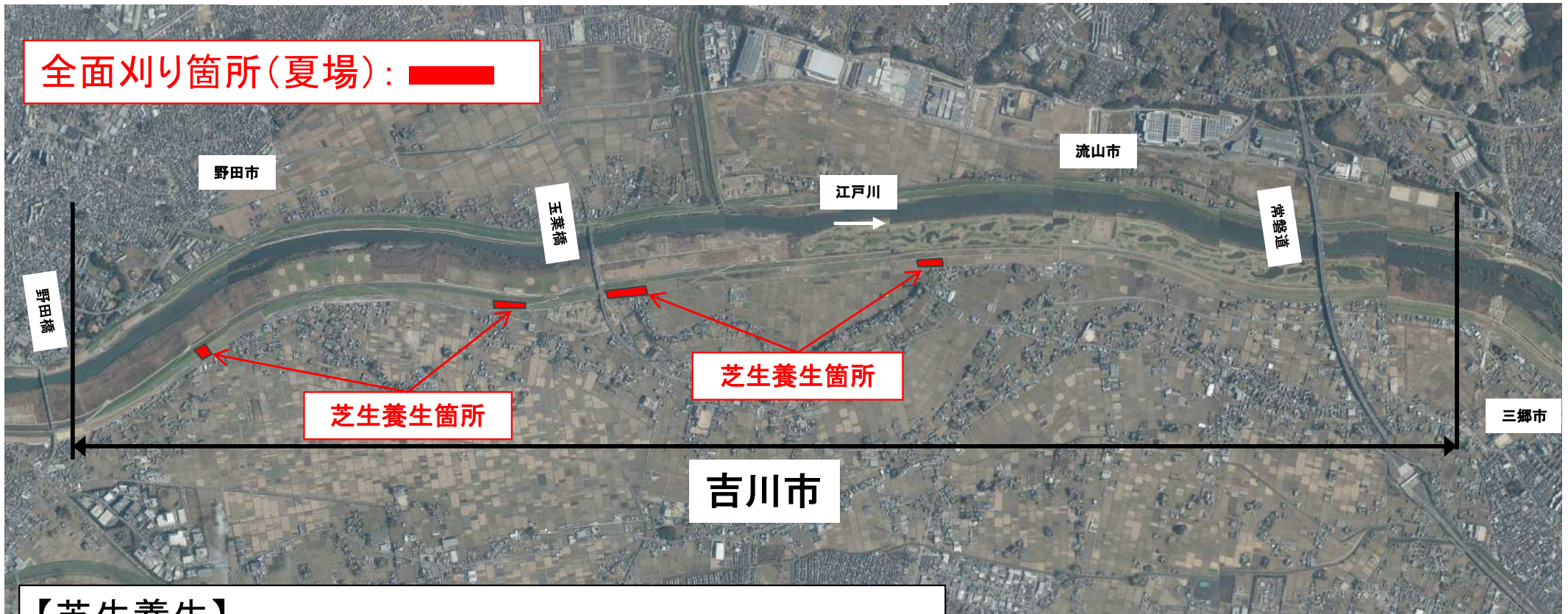


夏場の堤防除草箇所(全面刈り)

- 芝生養生のため、下記箇所においては、夏場も堤防(家屋・農地側)の全面除草を実施します。
- また全面刈りとなる堤防拡幅工事を行う箇所については、工事箇所が決まり次第、別途お知らせします。

全面刈り箇所(夏場): ■■■■



【芝生養生】

堤防が完成してから3年間は、新しい堤防に芝生を定着させる必要があるため、夏場にも除草が必要となります。

連絡先

- ・堤防除草に関するお問い合わせ
江戸川河川事務所 運河出張所(04-7152-0102)